

日本介護福祉士会
十年史

1994~2003

社団法人日本介護福祉士会

題字 斎藤 十朗氏

感謝状

社団法人日本介護福祉士会 殿

貴会は創立以来介護福祉士の地位の
向上 専門性の確立など資格制度の
発展に貢献されその功績は誠に顕著
なるものがあります

よってここに感謝の意を表します

平成十五年十一月二十九日

厚生労働大臣

坂口 力



「社会福祉士及び介護福祉士法」制定15周年記念

日本介護福祉士会倫理綱領

1995年11月17日宣言

前 文

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

(利用者本位、自立支援)

1. 介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

(専門的サービスの提供)

2. 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。

(プライバシーの保護)

3. 介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

(総合的サービスの提供と積極的な連携、協力)

4. 介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

(利用者ニーズの代弁)

5. 介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

(地域福祉の推進)

6. 介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

(後継者の育成)

7. 介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

日本介護福祉士会 10年史

1994～2003

発刊にあたって

社団法人日本介護福祉士会
会長

田中 雅子



国家資格である介護福祉士制度ができてから18年が経ちました。初年度は3000人に満たなかった介護福祉士登録者も、今日では50万人になろうとしています。この間には、介護保険制度の実施、社会福祉基礎構造改革などの大きな変化が日本の社会にありました。その大きな柱となったのは、日本が迎える超高齢社会にどう対応していくのかということであり、その実施体制の創設でした。介護の現場で働いていた私たちは介護福祉士となって、その大きな流れに参加していきました。

介護福祉士制度は、当時の齋藤十朗厚生大臣の強いリーダーシップによって実現しましたが、その職能を担う職能団体は、日本介護福祉士会の結成までに6年間、日本全国に組織を作り社団法人化するまでに12年の月日を必要としました。その最大の理由は、介護福祉士が一から手作りで組織を作り運営してきたことにあります。

私たちは皆、職場で働きながら質の向上や社会的地位の確立を願っていました。当時は介護職や職能団体に対する雇用者側の理解も少なく、介護従事者が集まることに消極的な意見が多かった時代でした。一方では、各県において介護福祉士に登録した人々の、ともに学び研鑽していこうという意欲の中、自然発生的な組織の結成が始まり、全国的な職能団体の結成へと進んでいきました。しかし、組織の運営などには携わったこともなく、日本介護福祉士会を結成したときは全くの素人集団に過ぎなかったのです。

幸運なことに、私たちには多くの応援団がいらっしゃいました。国や地方の行政機関や福祉に携わる関連団体など多くの方々のご指導とご支援をいただき、ようやく1994(平成6)年2月、全国規模の職能団体を設立することができました。

日本介護福祉士会の設立後、私たちは驚くほどの勢いで押し寄せてくる社会の要請に応えようと必死に頑張りました。その頑張りは、現場にあって介護専門職としての倫理と誇りを持つ介護福祉士たちの情熱によって維持されたのです。私たちが掲げた「自立支援」「人間の尊厳」という言葉は、介護を受ける人々の立場に立って、ともに人生を生き抜いていこうという約束の言葉です。

会設立から10年間、私たちが全国の仲間とともに実践してきた記録をまとめることができました。この記録によって一人でも多くの方が、介護福祉士および社団法人日本介護福祉士会を理解してくださることを心より願っております。

最後になりましたが、これまでご支援ご協力くださった皆様方に感謝申し上げ、介護福祉士の資質の向上と社会的使命の遂行に努力することをお約束して、今後ともご指導ご鞭撻をお願いして発刊の言葉といたします。

目 次

発刊にあたって 社団法人日本介護福祉士会会長 田中雅子
発刊に寄せて

尾辻秀久厚生労働大臣	1
斎藤十朗元厚生大臣・元参議院議長	2
長尾立子社会福祉法人全国社会福祉協議会会長	3
植松治雄社団法人日本医師会会長	4
井堂孝純社団法人日本歯科医師会会長	5
久常節子社団法人日本看護協会会長	6
西沢英雄財団法人社会福祉振興・試験センター理事長	7
江草安彦社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長	8
漆原彰社団法人老人保健施設協会会長	9
中村博彦全国老人福祉施設協議会会長	10
高岡國士全国社会福祉施設経営者協議会会長	11
徳川輝尚全国身体障害者施設協議会顧問	12
村尾俊明社団法人日本社会福祉士会会長	13
中屋久長社団法人日本理学療法士協会会長	14
杉原素子社団法人日本作業療法士協会会長	15
木村隆次全国介護支援専門員連絡協議会会長	16

第1部 介護福祉士の誕生と日本介護福祉士会の10年

序 章 (1945~1986年)	19
第1節 社会福祉制度の概観	19
第2節 社会福祉の人材と資格	20
第3節 介護の登場	21
第1章 介護福祉士の誕生 (1986~1987年)	24
第1節 福祉士法の提出まで	24
1. 合同企画分科会の提言	24
2. 斎藤厚生大臣の決断	24
3. 日本学術会議の意見具申	25
4. 厚生省	26
第2節 福祉士法の構成	28
1. 法の目的	28
2. 介護福祉士の定義	28
3. 資格	28
4. 国家試験	28
5. 義務	29
第3節 第108通常国会	29
1. 参議院先議	29
2. 福祉士法可決	30

第2章 日本介護福祉士の結成 (1987~1994年)	32
第1節 国家試験と養成施設	32
1. 福祉関係者の状況	32
2. 国家試験始まる	33
3. 養成施設	33
第2節 各地で介護福祉士会結成	35
第3節 設立準備会	36
1. 期待される介護福祉士	36
2. 設立準備会の結成	37
第4節 設立総会	38
第3章 組織整備と事業の拡大 (1994~1999年)	41
第1節 組織の整備	41
1. 支部未設置県の組織化	41
2. 事務所設置	42
3. 規約と組織の整備	43
第2節 倫理綱領の制定	44
第3節 事業の拡大	45
1. 研修	45
2. 調査研究	46
3. 介護福祉開発	47
4. 広報	48
5. 社会的地位向上	50
6. 事業	50
7. 専門研究	51
第4節 社会的活動	52
第5節 介護保険制度導入	53
第4章 社団法人として (2000~2003年)	56
第1節 社会の認知と責任	56
1. 社団法人化への取り組み	56
2. 社団法人設立	57
第2節 組織と事業の変容	58
1. 会員管理と会費の徴収	58
2. 事業の定着	59
第3節 学会設立と国際交流	61
1. 日本介護学会の設立	61
2. 国際交流の発展	61
終章	62
第2部 支部の略史と現状 (詳細目次)	63
第3部 資料 (詳細目次)	113

「日本介護福祉士会10年史」発刊祝辞



厚生労働大臣

尾辻 秀久

「日本介護福祉士会10年史」発刊、おめでとうございます。心よりお祝い申し上げるとともに、社団法人日本介護福祉士会並びに会員各位におかれましては、日頃より、介護福祉士の資質向上と質の高い介護サービスの提供のためにご尽力いただいていることに対しまして深く感謝申し上げます。

社会福祉士及び介護福祉士法が昭和62年に制定されて以来、社会福祉制度は平成2年の「福祉8法改正」を皮切りに、平成12年の介護保険法の施行、同年の「社会福祉基礎構造改革」、本年6月の介護保険法の改正など様々な改革が進められて参りました。

これら一連の改革に伴って、国民の福祉に対するニーズ、特に介護サービスに対するニーズは多様化と増大の一途を辿ってきております。

おかげさまで、介護福祉士の登録者数は、本年9月末現在で46万7千人を超えており、量的には順調に増大してきていると考えております。今後は、介護職員、そしてその中心を担う介護福祉士の介護技術の水準確保が重要なテーマであり、様々な制度改革もそれを支える人の資質の向上があってはじめてその実現が可能となるものと考えております。

本年6月に改正されました介護保険法の改正内容の柱となった平成16年7月の「介護保険制度の見直しに関する意見」におきましても、「介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は『介護福祉士』を基本とすべき」との意見が述べられており、介護福祉士という専門職やその果たすべき役割に対する国民の期待はますます高まってきております。

このような中であって、厚生労働省としても介護技術講習制度の導入など介護福祉士の資質の向上に取り組んでいるところではありますが、我が国における介護福祉士の唯一の専門職団体である「社団法人 日本介護福祉士会」が担う役割は大変重要であり、現在、貴会が取り組まれている調査・研究や各種研修事業につきましても、資格取得者のキャリアアップのための研修・教育として、更なる充実・発展が期待されているところであります。

今般の「日本介護福祉士会10年史」の発刊を契機として、貴会が一層の発展を遂げられ、介護現場におけるリーダーシップをいかに発揮されることを期待するとともに、会員の皆様のご健勝ご多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

祝 辞

元厚生大臣
元参議院議長

斎藤 正



「日本介護福祉士会10年史」の発刊を、心よりお祝い申し上げます。

貴会は平成6年の発足以来、逐次全国に組織を広げられ、介護福祉士の資質向上と、社会福祉の増進に寄与されてこられました。平成9年4月に法人格を取得され、今日の社団法人日本介護福祉士会として、立派な発展を遂げられました。その間幾多の困難を乗り越えられた、会長はじめ役員並びに関係者皆様の並々ならぬご努力に対し、深甚なる敬意と感謝の念を表する次第であります。

さて、昭和62年当時、急転するであろう少子高齢化社会への到来を迎えておりましたが、明るい社会構築には、長寿の皆様が「住み慣れた地域社会」にあって幸せな生活を続けて行けるように準備していくことが、喫緊の課題でありました。その実現のための手段のひとつとして、福祉関連部門のマンパワーの養成を急がねばならない時期にありました。

新しい資格制度の創設は困難視されていた当時でしたが、関係者皆様の大変な熱意、努力、協力により、取り組みから5カ月で国会審議を通過、劇的な身分法成立となりました。介護福祉士、社会福祉士等、わが国で初めての社会福祉領域における国家資格が誕生したのであります。

法施行後18年を経過し、介護保険制度等も実施されていますが、支える皆様方介護福祉士の存在があったからこそ嬉しく思っております。

今や資格者も50万人に迫るとのことですが、貴会にあっては専門職種団体の使命を充分認識され、内外での各種研修、研究、調査等を通じて、資質の向上、福祉の増進に務められるよう、その期待は大なるものがあります。そのためにも、更なる組織会員の増加を図られると共に、研鑽を続けられ、わが国福祉の重要な一翼を担ってくださるよう切望いたしております。

貴会の益々のご発展と会員皆様のご健勝ご多幸を心からお祈りしております。

日本介護福祉士会10年史の 刊行にあたって

社会福祉法人全国社会福祉協議会
会長

長尾 立子



日本介護福祉士会の10周年を心よりお慶び申し上げます。

我が国の社会福祉の中核を担う「介護福祉士」の専門職能団体である、日本介護福祉士会は設立以来、介護福祉士の資質並びに介護技術の向上に大きく貢献されております。貴会のこれまでのご活躍に対し、心から敬意を表します。

急速にすすむ少子・高齢化や家族構造の変化は、今後も社会福祉分野に多様なニーズを生み出すこととなります。特に、高齢者の介護は、家族が担ってきた時代を経て、介護保険制度が導入され、普遍化がすすみ、人びとの生活に必要な不可欠な福祉サービスとして定着してきました。

一方で、増加する認知症の高齢者への支援策が急がれています。介護においても認知症に対する取り組みを強化し、誰もが安心して暮らし続ける地域をつくりあげることが喫緊の課題となっています。

これからの福祉サービスは、社会福祉法の改正施行などからも明らかなように、利用者の尊厳を重視し、利用者を主体とした質の高いサービスの提供が求められています。あわせて、これからの介護は、できる限り身近な地域で暮らし続けることができるよう居宅での自立した生活を支援し、介護予防や高齢者の居住環境にも着目した、住民にとってもっとも身近な市町村を軸に展開することになっています。

このようななかで、介護福祉士は、利用者の尊厳を支える介護を通して、利用者や家族の生活を支えるとともに、地域の介護力を高める地域福祉推進の役割が一層期待されています。また、日本介護福祉士会は、その専門職組織として、介護の実践や研究を通して、わが国の介護を豊かにする牽引役としての役割が期待されています。

日本介護福祉士会の10周年にあたり、同会のさらなる発展と、介護福祉士が地域の方々に期待される介護専門職として一層重要な役割を担っていただくことを祈念してやみません。

「日本介護福祉士会10年史」 巻頭メッセージ

社団法人日本医師会
会長

植松 治雄



日本介護福祉士会の創立10周年記念誌の発刊にあたりまして、心より御祝い申し上げます。

はじめに、設立以来日本介護福祉士会が果たしてこられました、我が国の介護福祉分野における専門職として、その向上への多大なるご尽力に対しまして深く敬意を表すると共に、創立10周年を迎えられましたことに重ねて衷心よりお慶びを申し上げます。

平成12年度から実施されました介護保険制度は、法律の附則に5年を目途として制度全般を見直すこととし、社会保障審議会介護保険部会での議論を経て、介護保険法等の一部を改正する法案が国会で成立しております。その内容につきましては、要介護状態予防を重視するシステム等が創設され、介護サービスの更なる質の向上への方策も導入されることから、介護保険制度の円滑な運営の重要な鍵として、介護福祉士の重要性が一層求められると思われまます。今以上に、介護サービスの中核を担う専門家として、質の高いケアを提供されております皆様方に大きく期待を寄せるところでもあります。

今後、我が国はこれまで以上に高齢化が急速に進展することが予想されますが、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることのできるよう、我々医療に携わる医師といたしましても、介護福祉士の皆様をはじめ、その他の保健・医療・福祉に関連する職種の皆様と協働し質の高いサービスを提供するため、力を合わせて取り組んでまいりたいと希望するところでもあります。

終わりに、会員の皆様の今後のご活躍と日本介護福祉士会の益々の発展を心から祈念して、お祝いの言葉といたします。

社団法人日本介護福祉士会の 十年の歩みに寄せて

社団法人日本歯科医師会
会長

井堂 孝純



日本介護福祉士会が平成6年2月に任意団体として組織されて10年余、また、平成12年6月に社団法人として活動を始められて5年の月日が流れようとしております。

昭和62年5月の介護福祉士法の制定により高齢者施設及び障害者施設等の介護現場における入浴・排泄・食事等の介護を行う専門職としての立場を確立され、平成9年12月には介護保険法の制定、また今年6月に国会におきましては同法の一部改正案が可決され、介護の場におきましても「予防重視型」システムへの変換が図られようとしております。歯科におきましても「口腔ケア」が「筋力向上」、「栄養改善」とともに新たなサービスとして位置付けられ、モデル事業を踏まえた上で導入される予定となっております。これら改正に伴い、要支援者及び要介護者のみならず家族を含む関係者のライフ・スタイル全般に関わることとなり、日本歯科医師会といたしましても、今後介護の専門職種としての「介護福祉士」の皆様のより一層の相互理解と相互協力が必要となってまいります。

さらには、長年「痴呆症」と表現されていた状態が「認知症」という表現に変更されたことにつきましても、その定着までには貴会のご尽力があったと理解しております。

一方では、昨年10月に新潟県を襲いました「新潟・中越地震」におきましても、多くの介護福祉士の方々が被災地においてボランティアとして活動に尽力されたとお聞きしております。私自身10年前の「阪神・淡路大震災」を体験しておりますが、被災地における介護活動といったものは、平素の活動とは全く異なる重責のかかるものでございます。これを早期に会を挙げて活動されたご功績は、大なるものだと考えます。

過去に例を見ない高齢化社会の到来を迎え、また、高齢者・障害者介護だけにとどまることの無い介護活動に対し、貴会の今後益々のご発展を祈念いたします。

「日本介護福祉士会10年史」に寄せて



社団法人日本看護協会
会長

久常 節子

「日本介護福祉士会」発足10周年、まことにめでたうございます。

そして、このたび「日本介護福祉士会10年史」が編纂されましたこと、心からお慶び申し上げます。

1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、新たな国家資格として介護福祉士が誕生して以来、少子高齢化の進展、医学・医療技術の進歩、医療機関の平均在院日数の短縮化、介護保険法の施行等、看護や介護をとりまく環境は大きく変化してまいりました。また年金・医療・介護などの社会保障の一体的見直しが重要な政治課題となっており、さらに障害者福祉施策についても障害者自立支援法の制定など新たな段階を迎えようとしています。

一方、国民の介護基盤の整備については量的整備から質的整備の時代に移行しつつあります。そして介護福祉士の国家資格についても、単に身体の手助けをする介護から、より専門的な知識・技術を備えた専門職として、「高齢者・障害者の人生に寄り添い、生活全体にかかわることで、その暮らしを支え、家族と共に支援する」ことが期待されています。

このような介護をとりまく状況のもと、これからの介護福祉士にとって、倫理的感受性、高齢者、障害を持つ方へのアセスメント能力、ケア技術の向上がより一層求められています。また、医療・看護・介護との連携が求められているなかで、チームケアの一員としての役割がより十二分に発揮できるよう日夜、研鑽されることを願う次第です。

さて、2000年に介護保険制度が施行されて5年が過ぎました。附則の検討規定に基づき介護保険法の見直しも行われました。とくに医療ニーズの高い重度の要介護者への対応では、訪問・通所・施設において看護と介護の連携が重要です。そのためにも日本介護福祉士会と日本看護協会とが日常的に連携し、協働していくことが何よりも大切ではないかと考えています。

国民が幸せに、そして健康な暮らしを住み慣れた地域の中で送ることができるよう、日本介護福祉士会の益々のご発展を心からお祈り申し上げまして、10周年のお祝いのあいさつといたします。

更なるご発展を



財団法人社会福祉振興・試験センター
理事長

西沢 英雄

このたび、日本介護福祉士会が設立10周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

昭和62年5月我が国最初の福祉専門職の国家資格制度となる「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、平成元年3月に第1回の介護福祉士国家試験を実施して以来、既に17回の試験を実施し、資格登録者は現在46万人を見るに至っております。

高齢化の進行とともに介護等の需要も一層増大していく中で、介護福祉士は、福祉専門職の中核的存在としてその活躍が大きく期待されています。そして「介護福祉士」の名称も、今や国民の間に広く浸透し、介護を必要とする人々の生活の支えとなる最も身近な存在となっております。

日本介護福祉士会は、我が国唯一の介護福祉士の職能団体として、職業倫理や介護福祉に関する教育・研究等専門性の確立、会員の資質向上、介護に関する知識の普及等を図ることにより、国民の福祉の増進に寄与することを目的に平成6年2月に設立され、以来今日まで様々な活動を展開してこられました。

この間、全国各地に支部の結成が図られ、会員も5万5千人を超える大組織となり、会員の各種研修をはじめ、介護の現場から得た貴重な実例をもとに作成された事例研究テキストを数次に亘り刊行されるなど、我が国の介護従事者の資質の向上に積極的に取り組み、平成12年6月には社団法人の認可を得、爾来、活発な活動を続けておられるところであります。

これらは一偏に、田中雅子会長をはじめ会員各位のご努力の賜ものと深く敬意を表す次第です。

今日、我が国は世界に例を見ない急速な高齢化の進行する中で、社会保障・社会福祉の在り方も大きく変容しつつあります。そして介護等福祉サービスも、利用者本位の質の高いサービスが求められる時代となっております。

こうした中で、介護福祉士が、福祉の専門職として自ら研鑽し、実践していくことはまことに重要なことであり、職能団体としての貴会の果たす役割は一層重要で大きいものとなっております。

日本介護福祉士会が、これまで培われた実績をもとに、この10周年を契機として、今後益々ご発展されますようお願い申し上げますとともに、会員皆さまの一層のご活躍をご祈念申し上げ、私のお祝いの言葉といたします。

祝 辞



社団法人日本介護福祉士養成施設協会
会長

江草 安彦

日本介護福祉士会10周年にあたり、心からお祝い申し上げます。

高齢社会の到来、障害者自立支援法という個の尊重、人間生活の質的向上への願望が強まっている今日、最も重要なのは科学的根源に基づく援助であり、癒しであります。人間存在の意義を根底とした介護こそ最重要の課題として注目されています。日本介護福祉士会は少子高齢・人口減少社会における介護福祉士の資質の向上と専門性の確立及び、介護福祉士の社会的評価の確立のために組織された職能団体であります。

日本介護福祉士会は平成6年に設立され、田中雅子会長はじめ役員のみなさんの並々ならぬ努力により平成12年には全国各地に支部を設立し、社団法人化するなど基盤を固めつつ各種の研修や調査研究などの諸活動を活発にすすめ、介護の普及と安心・安全の社会づくりに大きく貢献されています。日本介護福祉士会と最も密接な関係をもつのは日本介護福祉士養成施設協会であります。私は日本介護福祉士の活動を創立以来10年にわたって拝見する立場にただけに、会員のみなさんのご苦勞を理解することができます。日本介護福祉士会と日本介護福祉士養成施設協会は連携を深め、介護の充実をはからねばなりません。日本介護福祉士会におかれましては、10年を契機に一層の発展を遂げ、日本の介護現場のリーダーシップを発揮され、地域福祉の推進役となられるとともに、地域の方の信頼にこたえられるよう期待しています。日本介護福祉士会のさらなる発展を祈り祝辞とします。

祝 辞

社団法人全国老人保健施設協会
会長

漆原 彰



社団法人日本介護福祉士会におかれましては、介護福祉士の職業倫理及び専門性の確立を図り、国民の福祉の増進に寄与することを目的として設立されて以来、介護福祉士の資質の向上に多大な貢献をしてこられました。関係者の皆様のこれまでのご尽力に対し、深く敬意を表します。

現在急速な少子高齢化の進展や、経済社会構造等の変化が進む中で、我が国の社会福祉制度は多様化する国民のニーズに対して必要な福祉サービスを的確に提供し、国民全体の安定した生活を支えていくことが求められています。こうした状況の中、平成12年4月から介護保険制度が始まり、同年6月には社会福祉法の施行、平成15年度からの障害者福祉について支援費制度への移行により、福祉サービスも利用者の立場に立った質の高いサービスが求められています。この福祉サービスの提供の中心的存在となるべきは、高い職業倫理意識をもち、専門的知識及び技術をもって、その人にふさわしい適切な介護を提供する介護福祉士の方々であります。

介護福祉士は、昭和63年の介護福祉士法の施行以来、順調に発展し、現在その数が46万人を超えるとともに、介護福祉士に求められる役割は大きく変化しています。これからの介護福祉士は、国民の福祉サービスの充実・向上の中心的役割を担っている資格者として、自らの専門的知識及び技術をもって、利用者本位の自立に向けたサービスの提供に努めていくことが求められて来ます。

社団法人日本介護福祉士会におかれましては、今後も利用者のニーズに適切に対応し、介護の充実強化を図るため、介護福祉士の知識、技術や資質の向上など我が国の社会福祉の増進・充実に寄与されますことをご期待申し上げ、お祝いの言葉といたします。

新たな課題に対応した 介護福祉士会活動を

全国老人福祉施設協議会
会長

中村 博彦



昭和62年5月に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」は、高齢社会における介護問題を担う中核的専門職制度として画期的なものでした。

これまでに46万人以上が介護福祉士資格を取得しており、まさに介護業務の中核的存在として期待され、国民の間にも専門職として定着してきていることは喜ばしい限りです。とりわけ国家試験については、これまでに28万人が合格しており、特別養護老人ホーム等社会福祉施設の介護職員や訪問介護員にとって、自らの資質向上の第一ステップとして資格取得を目標としていることの証しでもあります。

近年は、養成教育課程の改正や実技試験の見直しなど介護福祉士資格の高品質化、グレードアップが図られています。これは、特別養護老人ホームなど介護施設では入所者の重度化が進み、ターミナルケア、認知症ケアが大きなテーマとなっていること、個別ケアを基礎におくことで介護職にはこれまで以上に対人援助技術、観察眼が求められていること、など現場ニーズに即した対応として成果を期待しています。

さて、フィリピンとのFTA協定をはじめアジア諸国からの介護労働者受け入れの要請がますます高まっています。要介護高齢者の増加、労働力人口の減少、経済回復による労働力市場の活性化など様々なファクターを考えると、外国人労働者との融合は必須のテーマです。

わが国の介護職専門団体である日本介護福祉士会が、10年の歩みを期に、このような新しい情勢に積極的に対応され、リーダーシップを発揮されることを期待いたします。高齢者介護の中軸を担う特別養護老人ホーム等の連合体である全国老施協とのより緊密な連携のもと、介護福祉士の資質と地位向上を図ってまいりましょう。

日本介護福祉士会10年史の 発刊に寄せて

全国社会福祉施設経営者協議会
会長

高岡 國士



日本介護福祉士会10年史の発刊にあたり、心からお祝い申し上げます。

社会・経済の構造、社会保障制度等の改革が急速に進められると同時に、社会福祉の分野でも大きな制度転換が進展しています。社会福祉制度においては、社会福祉の基礎構造が大きく変化しつつあり、行政がサービス内容を決定する措置制度から、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用契約制度へと転換が図られています。介護保険制度や支援費制度において、利用者一人ひとりが自らにふさわしい福祉サービスを選択し、利用することができるようになりました。現在、さらによりよい制度とするために、見直しに向けた議論も活発に行われています。

このような社会福祉をめぐる状況の劇的な変化とともに、私ども社会福祉法人経営者は、利用者の生活を支える福祉サービスの質のさらなる向上を図ることが今日のかつ喫緊の課題と強く認識しております。そのためには、サービスの質の向上を志向するシステムづくりを推し進めるとともに、福祉サービスに携わる職員の専門性・倫理性を一層向上させていかなければなりません。とくに介護専門職には、利用者一人ひとりの多様なニーズを尊重し、その生活の質を高め、自己実現を図るような優れた援助技術にあわせて、利用者と真に向き合うことのできる「こころ」が強く求められています。ケアの第一線におられる皆様が、良質で最適なサービス提供の要であると考えており、今後、介護福祉士の重要性は一層高まるとともに、その活動範囲も多様化していくことと思います。

貴会は、介護福祉士の倫理綱領を定め、専門性を高めるための各種事業の実施により、具体的に社会福祉の増進のために活動されています。介護福祉士の育成に向けたリーダーとして、一層のご尽力に努められますよう期待申し上げますとともに、これからのさらなるご発展を祈念しております。

「変わらないもの」の堅持を!



全国身体障害者施設協議会
顧問

徳川 輝尚

日本介護福祉士会発足の10周年を心よりお祝い申し上げます。介護を要するすべての人々が、安心して暮らすことの出来る社会づくりを目指し、人材の養成に尽くされた貴会のご努力に対し、心からの敬意と感謝をお捧げいたします。

貴会が発足した平成6年は、社会福祉の基礎構造改革が動き出した時であり、福祉体系の一大転換期が始まった時でありました。爾来、激動の10年間、貴会は、崇高な理念をかかげて職業倫理と専門性を確立し、介護福祉士の資質の向上を図ることにより、利用者の自立支援、サービスの質の向上、地域福祉の推進などに尽くされたのであり、その実績は高く評価されるものであります。

「福祉は人」であります。優れた人材なしに、優れた福祉はありえません。しかし、契約制度が導入された今日、福祉事業は企業化され、効率化が重んじられてきました。その結果、「福祉の心」が軽視されたきらいは否定できません。

かつて、ロシア革命時代に生まれ、二十世紀の動乱を生きぬいた社会批評家、ラインホルド・ニーバーは、『『変わるもの』と『変わらないもの』を峻別する英知、『変わるもの』を変える勇気、『変わらないもの』を堅持する精神』の必要性を訴えました。激しく変動する社会情勢の中で、その土台である「変わらないもの」として理念を守ることが、今日ほど強く求められる時はありません。貴会が、専門性ととともに、先達から受け継いだ崇高な福祉の理念をかかげた人材を輩出されますことを、心よりご期待申し上げます。

福祉の道は険しく、地味であります。貴会の今後にも、多くの困難がありましょう。しかし、貴会の福祉人材育成にける愛と熱情が、これを乗り越え、輝かしい未来を切り開くと確信いたしております。

貴会のますますのご発展をお祈り申し上げます。

日本介護福祉士会設立十周年を祝して



社団法人日本社会福祉士会
会長

村尾 俊明

このたび、日本介護福祉士会が設立十周年を迎えられ、記念誌が発行されますことを心からお慶び申し上げます。

貴会が平成6年に発足されてから今日までの10年間には、社会の変動に伴って福祉制度も大きく進展してきていますが、この間、会員の皆様や執行部の方々の多方面にわたるご活躍と日頃のご研鑽もあり、介護福祉士及び介護福祉士の認知度も高まり、その活動力が広く評価されていることに敬意を表する次第です。

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定されて、介護の専門職が国家資格として認知されましたが、その背景には急速な高齢化による老・老介護に代表される介護負担の解消が社会的な喫緊の課題となり、その対応の主役を担う専門職として介護福祉士が国家資格化されたことは、待ち望まれた画期的なことでありました。

現在、介護福祉士の皆さん方と社会福祉士とは、車の両輪のごとく、福祉現場で、また専門職団体活動などにおいても常に連携を密にしながら活動させていただいており、お互いに切磋琢磨し刺激し合っ
て運営基盤の強化や支援機能の充実に向けて前進してきております。また、今後のさらなる少子高齢化社会を支えるためにも、私たち福祉の専門職の役割と責務は一層高まっており、介護保険の改定や障害者自立支援法の制定等に伴う新たな業務に関わることへの期待も大きく膨らんできております。

今後私たちが取り組まなければならない課題は山積していますが、お互いに福祉専門職としての倫理観や資質の向上にさらに努めるとともに、長期的な展望にたって、各都道府県支部の法人化や財政基盤の強化などにより求心力のある専門職団体となることを目指して、引き続き両専門職団体が手を携え一体的な積極的な活動に取り組んで参りましょう。

介護福祉士の皆様及び介護福祉士会の今後益々のご活躍とご発展をご期待申し上げます。

日本介護福祉士会10周年を祝して



社団法人日本理学療法士協会
会長

中屋 久長

貴会が発足10年を迎えましたこと誠におめでとうございます。急速に進む高齢社会の福祉増進に寄与する専門職の資格を定めた介護福祉士法が制定されたのは昭和62年、「介護福祉士の名称を用いて専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう」としています。言い換えると「対象者の日常生活を支えることによってその対象者のQOLが維持・向上するように行う活動や援助であり、対象者の人格やこれまでの生活を基盤に個別的に選択された自立に向けての援助行為・活動であり、人間の衣食住に関わる基本的な生活動作の介助を通して社会的人間として活動する上で必要な部分を補完、代行する」という概念と考えます。しかし、介護という行為は従来、家庭の中で培われ、家族によって担われてきた経緯があります。この介護機能を社会全体で担っていこうとする動きが始まったのはつい最近のことです。その要因は、高齢社会の到来、女性の社会進出、同居率の低下、疾病の重度化・長期化、医療制度改革、ジェンダー思想などであります。やもすると、家族が行ってきた介護を地域社会の専門職が行うだけという受け取り方で進展している様相は否めないと感じています。介護保険制度が単に介護サービスを利用する制度として捉えられ、リハビリテーションの定義や概念との間にギャップが生じていると思われまます。国際障害分類（ICIDH）が2001年5月、国際生活機能・障害・健康分類（ICF）に改定され、リハビリテーションの概念が生活自立支援に重きが置かれるようになり、介護福祉士の専門性が大変重要な位置づけとなっています。私たち理学療法士の役割とその効果をより生活に結び付けていただくために益々のご発展を祈念致しますとともに、今後ともチームワーク・連携を密にしていきたいと考えます。

日本介護福祉士会創立10周年のお祝い

社団法人日本作業療法士協会
会長

杉原 素子



日本介護福祉士会が創立10周年を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。社会福祉士および介護福祉士法が昭和62年に制定され、以来日本の介護福祉士の数は社会の需要に応じて増加を続け、今や介護福祉士は誰もが認める確かな存在になりました。私たち保健医療福祉専門職は、いつの時代も量的な充実と質的な充実の両方が、常に社会から問われ続ける状況があります。その中で日本介護福祉士会におかれましては、さまざまな領域で活躍される介護福祉士の質の向上にも早くから目を向け、その質の確保に力を注がれてこられました。

これまでも、またこれからも保健医療福祉領域においては、関係する職種の密接な連携が求められています。この「職種間連携の必要性」は言葉としては頻繁に耳にしますが、現場で上手く取り組まれているかという点、お互いに一層の研ぎがまだ必要であるとも考えます。私たち作業療法士は、保健医療福祉に関わる多くの場で、介護福祉士と一緒に仕事をする機会に恵まれており、これからもお互いの役割を尊重し、お互いの技能を伝え合い、語り合いながら、連携技能を高めていきたいと願っております。

日本の多くの保健医療福祉施策の実施主体が、広域圏域から市町村圏域に移行し、それぞれの市町村が、そこに住む人たちの健康を、心をひとつにして支えていく気概の有り無しが、地域の力に影響する時代になりました。介護福祉士の多くは市町村圏域で働き、そこに住む人たちを直接支えておられることから、その責任の重さをひしひしと感じられているに違いありません。介護福祉士とともに、私たち作業療法士も、町や村で、そこに住む人たちの生活を支えていきたいと切に望んでおります。

社団法人日本介護福祉士会のますますのご発展をお祈りするとともに、今後とも作業療法士および社団法人日本作業療法士協会をお導きいただきますようお願い申し上げます。

日本介護福祉士会10年史に寄せて



全国介護支援専門員連絡協議会
会長

木村 隆次

日頃から当協議会の活動に対しましてご支援ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。早速ですが貴会の10年史にメッセージを寄せます。

高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにするためには、主治医と介護支援専門員の連携、在宅一施設の連携など、利用者一人ひとりについて、主治医や介護支援専門員等様々な職種が連携し、継続的にフォローアップしていく「包括的・継続的マネジメント」の確立が極めて重要であります。

しかし、ケアマネジメントを行うにあたって福祉職の方から特に、主治医との連携が取りにくいということがよく聞かれます。介護保険制度下の現任介護支援専門員の4割は介護福祉士資格をお持ちの方であります。今後、「包括的・継続的マネジメント」を確立するため市町村に地域包括支援センターができケアマネジメントサポート体制が整備される予定です。多職種協働・連携で医療との連携の不足などの課題を克服してケアマネジメントプロセスを確実に実行していきましょう。

また、平成16年7月30日に社会保障審議会介護保険部会におきまして介護保険制度の見直しに関する意見報告書がまとめられました。報告書を一部引用させていただきます。

第2 制度見直しの具体的内容

Ⅲ. サービスの質の確保・向上

4. 専門性を重視した人材育成と資質の確保

- 介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は「介護福祉士」を基本とすべきであり、これを前提に、現任者の研修についても、実務経験に応じた段階的な技術向上が図れるよう体系的な見直しを進めていく必要がある。

現在、施設職員については、既に4割程度が介護福祉士の資格を有しているが、さらに質の向上を図っていく必要がある。—略—

以上のことによって近い将来、介護職員は、すべて「介護福祉士」になることが考えられます。専門職としての「介護福祉士」が介護現場でさらに活躍できる環境が整ったということです。このことは、貴会会員増加に結びつき日本介護福祉士会のさらなる繁栄にもつながると思います。

ご期待しております。